

北上市多文化共生プラン（2026～2030）（案）に係る
パブリックコメント実施結果

1 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間 令和8年2月12日（木）から2月27日（金）午後5時まで

(2) 募集対象

- ①市内に住所を有する者
- ②市内に通勤又は通学する者
- ③市内に事務所又は事業所を有する者
- ④その他当該案件に直接的な利害を有する者

(3) 閲覧方法

市ホームページに掲載したほか、市役所本庁舎、江釣子庁舎、和賀庁舎、北上市生涯学習センター及び各地区交流センターに設置した。

(4) 提出方法

- ①電子メール
- ②ファクス
- ③郵送
- ④持参
- ⑤オンライン提出フォーム（LoGoフォーム）

2 意見募集の結果

(1) 提出者数 3人

(2) 提出方法 電子メール1人、ファクス2人、郵送0人、持参0人、オンライン提出フォーム0人

(3) 意見数 10件

3 ご意見への対応

- (1) ご意見を反映し、素案を修正するもの 4件
- (2) ご意見の趣旨がすでに素案に含まれているもの 1件
- (3) ご意見として、今後の参考とするもの 4件
- (4) 素案にご賛同いただいたもの 1件

4 意見等の要旨と市の考え方

(1) ご意見を反映し、素案を修正するもの（4件）

○その他について

| | 意見等 | 市の考え方 |
|---|---|---|
| 1 | 概要版について、アンケート結果の調査数（回答数）はどれほどか。 | 北上市外国人市民アンケートの回答者数は82人でした。概要版に回答者数を追記いたします。 |
| 2 | 9～11ページのグラフの目盛の数について説明してほしい。 | グラフの単位を追記いたします。 |
| 3 | 24ページの具体的な取組3社会制度等の理解促進について、情報発信だけでは不十分ではないか。周知が必要では。 | 社会制度等の理解促進のため、周知を行います。 |
| 4 | 36ページの箇条書きについて、2行目が1字下がりになっていないため見づらく感じる。 | ご意見を反映し、素案を修正いたします。 |

(2) ご意見の趣旨がすでに素案に含まれているもの（1件）

○第5章 多文化共生施策の推進について

| | 意見等 | 市の考え方 |
|---|--|---|
| 1 | 外国人雇用事業所や地域の自治会等との連携をさらに強化し、外国人市民の困りごとをより早く把握したり、相談窓口に繋げたりできるようにしてほしい。 | 外国人市民が抱える問題の解決に向けて、一元的相談窓口を周知します。また、外国人雇用事業所等と連携し、さまざまなニーズの把握に努めます。 |

(3) ご意見として、今後の参考とするもの（4件）

○第5章 多文化共生施策の推進について

| | 意見等 | 市の考え方 |
|---|--|---|
| 1 | 「協力確認書」をまだ提出していない事業所があるならば、提出推進の働きかけが必要だと思う。 | 令和7年4月1日に特定技能基準省令の一部を改正する省令が施行され、特定技能外国人を受け入れる事業所は、市区町村に対して協力確認書を提出することとなっています。多文化共生の推進については、引き続き関係省庁との情報共有を図ってまいります。 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | <p>自社でも特定技能1号を受け入れている。外国人の若手労働者に支えてもらい存続している会社もある。外国人受入れの問題点を挙げるだけでなく、彼らの考えていることを聞く必要があると思う。受け入れている会社の協力だけでなく、奉仕団体のロータリークラブやライオンズクラブ等の協力を得ながら、北上市で働く外国人の弁論大会等を市民も交えて開催したらどうか。</p> | <p>それぞれの個性と能力を発揮できる地域社会の実現を目指し、イベント等のさまざまな機会をとらえ、外国人市民の声を聞き取ります。また、多様な主体と連携し、市民参画の機会づくりに努めます。</p> |
| 3 | <p>プラン本文の表紙裏にある多文化共生の多言語訳について、なぜこの4言語の順番になっているのか。北上市の外国人登録者数の割合に対する配慮はあるのか。</p> | <p>多文化共生の多言語訳については、岩手県多文化共生推進プラン（2025～2029）から引用したものです。取組の推進にあたっては、多言語、やさしい日本語又はルビを用いて、わかりやすい表記に配慮します。</p> |
| 4 | <p>各自治会は地域に居住する外国人市民の情報を把握する手立てが整っているのか知りたい。</p> | <p>転入者や居住者の国籍等の情報について、市から自治会に提供することはございません。市では、自治会や地域活動に関する情報について、外国人雇用事業所等を通じてやさしい日本語で提供することで、外国人市民の参加を促します。</p> |

(4) 素案にご賛同いただいたもの（1件）

○第4章 多文化共生施策の展開について

| | 意見等 | 市の考え方 |
|---|--|---|
| 1 | <p>北上市が多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する上で必要となる項目と、それを担うべき主体が明示されている点が良いと思う。</p> | <p>部署横断的な連携体制により、引き続き多文化共生社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進します。</p> |